

令和7年度事業計画

1 定時総会

三重県司法書士会定時総会(以下、本総会という。)は、今まで司法書士会館を使用して開催してきましたが、昨年度初めて「プラザ洞津」で開催しました。

前年度の事業計画でもご説明しましたが、その理由として①司法書士会館の駐車場が狭いこと②駅から少し距離があること③懇親会の開催による「ホテルグリーンパーク津」への移動等の負担によって、会員の総会への参加を躊躇させる要因となっていました。

そこで、本年度も本総会及び懇親会会場を津新町駅から徒歩5分以内で駐車場も広い「プラザ洞津」で開催をさせていただきます。

本年度は役員改選もありますので、会員の皆様には本総会に一人でも多く参加していただき、活発な議論、意見交換、そして懇親会では相互の交流を深めていただきたいと思います。

2 相続登記促進事業

令和3年4月21日に成立した「民法・不動産登記法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が、令和6年4月1日より、施行され相続登記の申請義務化が始まりました。

三重県司法書士会(以下、「本会」という。)においても、引き続き、相談会を開催し、そのための広報についても、市民に対して「司法書士＝相続登記の専門家」であることを効果的に周知していく予定です。

3 空き家・所有者不明土地問題等

所有者不明土地等に関連する財産管理制度は、司法書士が財産管理人に地方裁判所から選任される仕組みになったことから、就任する司法書士については、津地方裁判所へ提出する所有者不明土地等に関する財産管理人名簿に登載する必要がありますが、本年度においても登載希望会員の募集を行うことは勿論、県下市町からの要請にも対応できるような体制づくりをしていきたいと思っています。

空き家・所有者不明土地問題に対して、「空き家ネットワークみえ」との連携を図り、「司法書士＝相続登記の専門家」のイメージを市民に浸透させ、司法書士の紹介経路となる相談会等へ積極的に参加する事業展開を引き続き行うとともに、自治体向け財産管理人制度や農業支援促進のため一般社団法人全国農業会議所からの情報提供及び中立委員への就任並びに農業経営相談所への相談員派遣等の事業を促進していきます。

4 デジタル化への対応

本会はホームページ「会員専用サイト」に変わるクラウド型コミュニケーションサービスの導入について、昨年度の事業計画として掲げており、フコクシステム株式会社(会務システム等担当会社)のシステムを導入することになりました。今後は、会員各位への情報提供(日司連や本会からの通知文書等)や研修会案内通知、また法規集、会員名簿、研修会資料等は、現在のホームページ「会員専用サイト」に代わり「土連」のシステムを利用して行う予定をして

います。

また、C h a t G P Tを始めとする、いわゆる生成A Iの登場は、我々の生活や仕事に入り込んでおり、急速なD X・A Iの進化は、確実に司法書士業務における事務処理や本人確認等に大きな変化をもたらすこととなります。今日を生き抜く司法書士にとって、D Xに対応し、A Iを使いこなすI Tスキルを習得することは必須となってきます。業務においては勿論であり、市民の利便のために必要なスキルであるため、司法書士業務は勿論のこと、デジタル化時代の会務へ対応するため会の規則規程類の情報収集や検討をしていきたいと思っています。そこで、会員の皆様におかれましても、有益な情報提供や提言、関りをお願いするところです。

5 その他

(1) 成年後見制度

本年度もリーガルサポート三重支部と共催による研修会の開催や成年後見制度の利用促進基本計画の地域における活動、法定後見事務や報酬の在り方の見直し等に関する連携、成年後見制度・未成年後見制度・任意後見制度の推進のための相互協力を行います。

(2) 会議・研修会

本会で行う会議、研修等については、本会財政等を踏まえ、今後もWeb等を活用の継続を原則としながらも、議論や理解を深めるための工夫（アクティブラーニング等）や会場出席も適宜取り入れていきたいと思っています。

(3) 執務体制

令和4年に改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）が完全施行され、司法書士に対しては現在の「本人特定事項の確認」に加えて「取引時確認」が求められることになる（犯収法第4条関係）。取引時確認については、従来司法書士が行ってきた「人」「物」「意思」の確認のほか、取引目的や職業・事業内容の確認など、より詳細な確認事項と情報の保管が求められます。

また、「疑わしき取引の届出」は、弁護士・司法書士については、民事紛争の解決に関与し依頼者との信頼関係構築が必要であることを重視して、法律ではなく会則により規律されることになりました。司法書士が遵守すべき義務であることに変わりはなく、犯収法、会則、指針等の趣旨に沿った執務を行っていただくようお願いします。

司法書士行為規範（倫理）は、既に研修等で対応していますが、さらに会員個々の事務所において補助者を含め理解していただくことをお願いします。

(4) 長期相続登記未了土地解消プランについて

法務局が行う長期相続登記未了土地解消プランについては、引き続き一般競争入札に参加する予定です。

(5) 会員減少時代へ向けて

令和5年度の事業報告にも記載していますが、司法書士の全国会員数の推移に関して、連合会では令和15年ころから全国会員数が減少するという予測がされています。

これは、司法書士試験の出願者の減少や現在会員年齢70歳以上の会員数が全体の約3割以上を占めており、今後10数年経過により、この年代の会員の退会者数が入会者数より増えることが予想されているためです。

会員の減少は、司法書士制度の存続に影響を及ぼす可能性があり、登記業務や裁判業務を通して国民の権利擁護が求められる司法書士は、身近な司法の担い手として社会に広く均在することが必要であり、会員数の減少がもたらす影響から司法書士の社会的な役割やそ

の期待を十分に果たせなくなります。

また、現在の会員数 約 23,000 人で成り立っている連合会並びに 司法書士会の予算も会員数の減少に伴い、会費や事業の見直し等の必要に迫られることになります。現在全国の会員数は微増している状態です。しかし、本会においては 2017 年会員数 258 名、2025 年 4 月 1 日時点で、会員数 242 名となり 16 名減少しています。ちなみに三重弁護士会はここ 10 年で会員数が 100 人以上増加しており、行政書士会についても会員数は増加しています。このため、司法書士の人的資源の確保は、司法書士制度の存続のためには、最も大きな課題であり、現在の状況を放置すれば、会員数の減少による様々な諸問題の発生が予想されるため、早急に会員増加のための検討が必要です。

そこで、誰もが参加しやすい会務にするための検討を行うとともに、会員減少により、今後は人と予算の両面から現行と同規模の会務が維持できなくなる可能性があり、会務の整理及び効率化について検討していきたいと思います。

6 会館の大規模修繕について

最後になりましたが、速報みえ月刊No.15 会館大改装完了記念特大 (No.2269 2025-01-22 掲載) でも報告をいたしましたが、昨年度の総会で承認を頂きました会館の耐震工事、大規模修繕工事を無事に終わることができました。工事期間中は皆様には、ご不便をおかけしましたが、ご理解・ご協力を頂きましたこと、改めて御礼申し上げます。

各部・各委員会の事業計画は次のとおりです。

総 務 部

1. 必要に応じ三重県司法書士会の規則・規程・指針等の見直し
2. 執行部利用のサイボウズ内情報及び会員専用ページ内情報の「土連」移行
3. 会員情報集配信システム「土連」の運営
4. 円滑な事務局運営の体制作り
5. 会館特別会計に関する規程構成の見直し
6. 南海トラフ地震等の災害対策（マニュアルの見直し・備品管理等）
7. 司法書士業務賠償損害保険につき保険会社との連絡調整及び必要に応じ業務賠償損害保険に関する規定等の見直し
8. 会員からの業務に関する意見・疑問点等の情報収集及び法務局等との実務協議等の実施並びに会員への情報提供
9. 会務又は研修等による会館利用時の感染症対策
10. 親睦事業開催への検討
11. その他、他の部・委員会の所掌に属さない業務の実施

財 務 部

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
 - （1）一般会計及び会館特別会計予算の効率的・効果的な執行に向けて、会費等の収入状況及び毎月の支出状況の確認し、必要があれば部会において検討を行い予算の適切な管理執行に努める。
 - （2）適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ執行状況等を適宜提供する。
2. 財務内容の検討
 - （1）毎月の決算書等を確認し、必要があれば財務内容の検討を行う。また、年度末の決算書等に基づき部会において年間の財務内容の検討を行う。
 - （2）効率良い事業執行と支出の抑制、両面を踏まえ収支均衡型の財務運営を目指す。
3. 会館の維持・管理等
 - （1）会館及び付帯設備の定期的な点検・修繕等を行い、継続的な維持管理に努める。
 - （2）経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、緊急性等を考慮し優先順位を定め、費用等を勘案しながら順次検討を行う。
 - （3）特別検討事項
 - ①前年度実施した耐震補強工事及びレイアウトの変更を伴う大修繕工事の結果を受け、今後、中長期に渡って会館を維持管理していくうえで必要となる大規模修繕及び什器備品等の入れ替えを、緊急性等を考慮し優先順位を定め、費用等を勘案しながら検討を行い、実施できるように努めたい。

研 修 部

1. 業務・執務改善に関する研修を実施する。

2. 法改正等に関する情報収集・分析・研修を実施する。
3. 倫理に関する研修を実施する。
4. 年次制研修を実施する。
5. 新人研修(配属研修)を実施する。
6. 新入会員研修プログラムを実施する。
7. 所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人養成研修を実施する。
8. 裁判書類作成関係業務(I T化)に関する研修を実施する。
9. 簡裁訴訟代理等関係業務(I T化)に関する研修を実施する。
10. 民事法律扶助に関する研修を実施する。
11. 法律相談に関する研修を実施する。
12. 本人確認業務等に関する分析・研究を行う。
13. 各部、各委員会、各支部、関連団体との共催により研修を実施する。
14. 日司連研修情報システム・日司連eラーニング・研修ライブラリの案内および研修会DVDレンタル事業等を通して会員が年間12単位以上の研修単位を取得できる環境を用意する。
15. 会員が必要な研修単位を取得しているか否かホームページを通じ公表する。

広 報 部

令和6年4月より相続登記の申請が義務化されて1年が経過したが、相続登記に対する市民の関心は顕著に高まっていると言える。この傾向は本年も続くことが予想されるため、前年度に引き続いて相続登記にフォーカスした事業を展開し、市民のニーズを漏らすことのないようしっかりと広報していきたい。

一方で、従来より実施してきた大学生向けの広報活動に加えて、市民法律支援事業部との共同によるこども法律教室の開催に向けて準備を進めていきたい。

1. 広報活動（対外広報）

- (1) 市民法律支援事業部、総合相談センター及び空家等対策委員会等各部各委員会並びに法務局、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部及び三重県青年司法書士協議会等関連諸団体との連携による効果的な広報活動の展開
- (2) 大学等の教育機関との連携による学生を対象とした司法書士制度広報（司法書士の紹介講座、キャリアガイダンス等）の実施
- (3) 地方新聞・TV局・SNSなどを利用した効果的な対外広報活動
- (4) 各支部との協力による広報活動及び支部広報活動に対する支援事業
- (5) ホームページの維持管理、見直し及びSEO対策(SNSとの連動など)
- (6) 広報ツール（パンフレット・リーフレット・ポスター等）の制作及び配布
- (7) 市民向け事業（講座・シンポジウム・法律教室など）の開催
- (8) 市民向け各種イベントへのブース出展

2. 広報活動（対内広報）

- (1) 速報みえの発行による各種情報の提供

3. その他

- (1) 既存事業の見直し

市民法律支援事業部

1. 総合相談センターの運営

相談者がより利用しやすいように総合相談センターの運営方法を引続き検討する。

2. こども法律教室の開催

司法書士法第1条における「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」の一環として、こどもの頃から法律に親しんでもらう機会を法律専門家として提供することを目的とするこども法律教室を開催する。

こども法律教室の運営スタッフとして、部員以外の会員にも参加していただくためのワーキングチームを編成する。

開催実績のある司法書士会への見学や、運営関係者による研修等を行う。

会場確保や告知方法など、研修部や広報部と連携して準備を進める。

3. 消費者出前講座および相続出前講座等の法教育事業

(1) 各種詐欺事件の増加を受け、昨年度に引続き消費者出前講座を開催する。

(2) 相続登記の義務化を受け、昨年度に引続き相続出前講座を開催する。

(3) 消費者被害の低年齢化を受け、三重県青年司法書士協議会と連携して学校や児童養護施設等での法律教室を開催する。

4. 三重県多重債務対策協議会、市役所等の行政機関、法務局など他団体との連携および事業の協力

5. 生活困窮者支援への助成制度、その他会員の業務についての助成制度の検討、創設、運営

6. 日本司法支援センターとの連携および法律扶助の利用促進

日本司法支援センターとの情報共有を引続き行うとともに、会員の法律扶助利用を促進する。

7. 日司連から要望される各種相談会への協力

8. 司法アクセス困難地域における巡回相談会

巡回相談会を引続き開催する一方、昨年度の開催状況を踏まえて巡回相談会の開催について市町と協議を行う。

特別委員会

非司法書士排除委員会

当委員会は司法書士以外の者が司法書士業務を行ったり、司法書士であるかのような紛らわしい名称を用いる等の行為（非司法書士行為）を排除することを目的として、以下の活動を行う。

1. 司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づく調査実施

ア) 津地方法務局から同条に基づく委嘱を受ける予定であり、司法書士法等違反に関する調査を行う。

イ) 実施に当たっては、事前に調査要領、調査ポイントを明らかにし、統一基準で実施する。

2. 非司法書士行為の監視

ア) インターネット、ホームページ、広告等で非司法書士行為が疑われる内容の調査、監視を行う。

イ) 会員から非司法書士行為と疑われる事実についての情報提供を求め、寄せられた情報について調査を行う。

3. 会員向けに非司法書士行為に該当する行為等の周知を行う。

空家等対策委員会

本委員会は、平成27年5月に完全施行された空き家対策特別措置法および所有者の把握が難しい土地等への対策に対応するための委員会として、平成28年2月の理事会で承認された委員会である。

各市町との協定締結や協議会への参加、そして具体的な業務の受託は各支部での対応をお願いすることになるが、本委員会は協定書や業務受託契約の内容を検討するほか、各地域での対応状況を各支部間において情報共有するとともに本会として全体の状況を把握し、問題点の洗い出しや対応方法を検討することを目的として発足した。

これまで12市町及び県との間で空き家対策に関する協定や所有者等調査業務委託契約を締結してきたが、引き続き各市町との協定及び業務委託の締結と協議会への司法書士の参画を進めていく。また、空き家ネットワークみえの構成員として、他団体と連携してその活動に参加していく。加えて、相続登記義務化等の民法・不動産登記法の改正及び所有者不明土地問題への対策として各市町や農業会議との間で新たな協定締結等、協力連携体制を構築していく必要が出てくることが予想されるので、本会としてこれに対応し、相続登記や所有者相続人調査、財産管理人就任等への司法書士業務へつなげる活動を行っていく。

1. 行政機関との協定書・受託契約書の内容検討及び協議
2. 各支部との情報共有
3. 空き家相談会への相談員派遣や電話相談への対応
4. 他団体および行政機関との連携、空き家ネットワークみえの活動への参加
5. 市民向け啓発、広報活動
6. 所有者不明土地問題や法改正の研究
7. 改正空家特措法（令和5年法律第50号）の市区町が行う空家等管理活用支援法人の指定及び管理不全空家等に対する措置の対策